関電ＳＯＳ ホーム・アイ ｆｏｒ ｅｏ 利用規約

株式会社関電セキュリティ・オブ・ソサイエティ（以下「関電ＳＯＳ」といいます。）の「関電ＳＯＳ ホーム・アイ ｆｏｒ ｅｏ」サービス（以下「本サービス」といいます。）は「関電ＳＯＳ ホーム・アイ ｆｏｒ ｅｏ 利用規約」（以下「本規約」といいます。）にもとづき、サービス提供を行ないます。

第１条（用語の定義）

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用します。

（１）契約希望者
本規約に同意の上、本サービスの提供を希望する者をいいます。

（２）契約者
本規約に同意の上、本サービスの提供に申し込みを行ない、関電ＳＯＳがサービスの提供を承諾した者をいいます。

（３）利用端末
本サービスの利用を行なうインターネット接続が可能な携帯電話またはパソコンをいいます。

（４）利用者
本規約に同意の上、利用端末を用いて本サービスを利用する者をいいます。

（５）お客さま
契約者または利用者をいいます。

（６）本契約
契約者と関電ＳＯＳとの間の本規約にもとづく本サービスの利用に関する契約をいいます。

（７）利用場所
本サービスにおいてセンサーカメラを接続・設定する同一住所内の場所をいいます。

（８）利用開始日
接続・設定を行なったセンサーカメラを用いて、本サービスの利用が可能となる日をいいます。

（９）提携プロバイダー
ウェブサイト「ｅｏポータル」を運営する株式会社ケイ・オプティコム（以下「Ｋ－ＯＰＴ」といいます。）をいいます。

(10) ｅｏＩＤ情報

提携プロバイダーが契約者に付与するウェブサイト「ｅｏポータル」用のＩＤ（ｅｏＩＤ）およびパスワードをいいます。

(11) サービスサイト

第９条（本サービスの内容）第１項第２号から第９条（本サービスの内容）第１項第５号に定めるサービスを提供するインターネット上のウェブサイト（利用端末が携帯電話の場合：https://www1.sel.camsos.jp/m/、利用端末がパソコンの場合：https://www1.sel.camsos.jp/p/）をいいます。

(12) センサーカメラ

関電ＳＯＳが提供する、関電ＳＯＳホーム・アイ専用仕様のセンサー機能付きカメラをいいます。

(13) サービス機器

センサーカメラおよび周辺機器等をいいます。

(14) 増設

第２条（本契約の単位）に定める契約ごとに、センサーカメラの利用台数を増加させることをいいます。

(15) 減設

第２条（本契約の単位）に定める契約ごとに、センサーカメラの利用台数を減少させることをいいます。

(16) 消費税相当額

消費税法および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定にもとづき課税される地方消費税の額をいいます。

第２条（本契約の単位）

本サービスにおける本契約は、１ｅｏＩＤ情報かつ１利用場所ごとに１契約を締結いたします。

第３条（本規約の適用）

１．関電ＳＯＳが本サービスについてお客さまに対して関電ＳＯＳのホームページ、サービスサイト、提携プロバイダーのホームページ上での掲載、電子メール、書面その他、関電ＳＯＳが適当と判断する方法により提示する本規約以外の情報（以下「諸規定」といいます。）も、本規約の一部を構成するものとします。

２．本規約の定めと諸規定の定めが異なる場合、特に定めのない限り本規定の定めを優先して適用するものとします。

第４条（本規約の変更）

１．関電ＳＯＳは、お客さまへの事前通知なくして関電ＳＯＳの判断で本規約を変更することがあり、お客さまはこれを承諾します。この場合、料金その他の本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。なお、最新の規約は、関電ＳＯＳのホームページ、提携プロバイダーのホームページ上に掲載もしくは、関電ＳＯＳが適当と判断する方法でお客さまにお知らせいたします。
２．お客さまは、前項にもとづき変更された本規約に従うことにあらかじめ同意します。

第５条（本サービスの契約条件等）
１．本サービスを契約いただくには、本規約に同意の上、第 11 条（契約手続き）に定める手続きが必要となります。
２．Ｋ－ＯＰＴの回線サービス契約者のうちＫ－ＯＰＴが別に定めるコンテンツサービス利用規約に定めるマスター会員、かつＫ－ＯＰＴが別に定めるコンテンツサービス利用規約ならびに本サービスにおける提供条件に同意している者に限ります。

第６条（本サービスの利用条件等）
１．本サービスを利用いただくには、関電ＳＯＳが別に定めるサービス機器を購入もしくは保有することが必要となります。なお、お客さまは、第９条（本サービスの内容）第１項第１号に定める項目以外で本サービスの利用上必要となる通信環境等はお客さま自身の責任と費用負担においてこれを準備するものとします。
２．本サービスを利用いただく上で必要となる通信料金はお客さま自身の費用負担とします。
３．本サービスを利用いただく上でその他必要となる手続きは、お客さま自身の責任と費用負担においてこれを行なうこととします。

第７条（本サービスの利用区域）
本サービスの提供を受けられる利用場所は、次に掲げる府県とします。
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部

第８条（通知・連絡）
１．関電ＳＯＳは、契約者への通知または連絡が必要な場合、契約者が届け出た電子メール、電話番号もしくは住所等を用いて行ないます。
２．関電ＳＯＳは、利用者への通知または連絡が必要な場合、契約者が届け出た電子メール、電話番号もしくは住所等を用いて契約者へ通知または連絡の依頼を行ないます。契約者は関電ＳＯＳから依頼された利用者への通知または連絡を確実に行なうものとします。
３．第１項および第２項の通知または連絡は、電子メールの場合、関電ＳＯＳが契約者の

電子メールアドレス宛に発信した時点において、契約者に到達したものとします。

第９条（本サービスの内容）

１．関電ＳＯＳが、お客さまに提供する本サービスの内容は、次に掲げる各号のとおりとします。

（１）サービス機器の販売および接続・設定

（２）センサーカメラでのライブ画像の閲覧

（３）センサーカメラのセンサー検知時での撮影画像の保存および閲覧

（４）センサーカメラのセンサー検知時での電子メールによる通知

（５）通信異常時および復旧時での電子メールによる通知

２．関電ＳＯＳは、契約者への事前通知なくして本サービスの内容を変更することができるものとし、変更内容についてはその都度別途契約者に通知するものとします。

第 10 条（サービス機器の保証）

１．関電ＳＯＳより提供するサービス機器の保証期間は、関電ＳＯＳがサービス機器を販売した日もしくは関電ＳＯＳからサービス機器を送付した日（以下「販売日」といいます。）より１年間とします。利用者が通常の方法で使用したサービス機器が保証期間内に故障した場合には、関電ＳＯＳは無償で修理または交換するものとします。また、サービス機器に製造上の欠陥があった場合には､保証期間が過ぎても無償で修理または交換します。

２．前項に定める「通常の方法」とは、取扱説明書に記載されている範囲内での使用方法とし、サービス機器の改造、高所よりの落下、異物の挿入、浸水、設定の変更、想定外の操作、劣悪な環境下（高温・多湿・粉塵など）での使用など、故障の原因となる扱いは含まないものとします。

第 11 条（契約手続き）

１．本サービスの契約希望者は、提携プロバイダーが指定する方法に従い、契約申込みを行なうものとします。

２．関電ＳＯＳは、前項の契約申込み手続き後、本サービスの契約可能と判断した契約希望者に対し契約完了通知の電子メールの送信をもって、本サービスの提供を承諾したものとします。

３．前項の関電ＳＯＳからの承諾後、適切な方法によりお客さまと調整を行ない、サービス機器の接続・設定を行ないます。

４．サービス機器の接続・設定にあたり、契約者は利用場所にて立会うものとし、接続・設定の作業開始前に、作業実施に関し承諾するものとします。関電ＳＯＳは接続・設定作業完了後に、作業完了を契約者に報告するものとします。なお、契約者が立会う事が出来ない場合は、契約者は、関電ＳＯＳが定める委任状に代理人を指定することとし、

当該代理人が契約者に成り代わって契約内容および作業実施等に関しての承諾、接続・設定作業完了後の報告を受けることを承諾いただきます。

５．本サービスの利用が可能となった以降、関電ＳＯＳはセンサーカメラ１台につき関電ＳＯＳ所有のステッカーを１枚、契約者に貸与します。お客さまは利用場所にてステッカーを使用するものとします。

６．関電ＳＯＳは契約希望者が次に掲げる各号のいずれかに該当することが判明した場合、本サービスの提供を承認しないことがあります。また、本サービスの承諾後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、承諾を取り消すことができるものとします。

（１）契約希望者が実在しない場合

（２）本規約違反等により、解約処分を受けたことがある場合

（３）虚偽の申告、誤記、また記入漏れがあった場合

（４）お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)であると関電ＳＯＳが認める場合

（５）前各号の他、関電ＳＯＳが本サービスの適切な提供のために不適切と判断した場合

（６）第３項において、本サービスの提供が行なえないと判断した場合

（７）お客さま事由により、承諾日より６ヶ月を経過してもなお、本サービスの利用開始に至らない場合

第 12 条（契約事項の変更）

１．契約者は、第 11 条（契約手続き）第１項により申込み登録した情報に変更があったときは、関電ＳＯＳの定める方法により遅滞なくその変更内容を関電ＳＯＳに届け出るものとします。

２．契約者が前項の届出を怠ったこと、または当該届出の内容に不備・誤りがあったことにより、お客さまに何らかの損害・不利益が生じることがあっても、関電ＳＯＳは一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（ＩＤおよびパスワードの付与）

１．関電ＳＯＳは契約者に本サービス用のＩＤおよびパスワードを付与します。なお、契約者はＩＤおよびパスワードを自己の責任において厳正に管理するものとし、ＩＤおよびパスワードの不正使用により関電ＳＯＳおよび第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるとともに、不正使用に起因する全ての損害の責任を負うものとします。

２．契約者は利用者に、本サービス用のＩＤおよびパスワードを付与するものとします。

なお、利用者はＩＤおよびパスワードを自己の責任において厳正に管理するものとし、ＩＤおよびパスワードの不正使用により関電ＳＯＳおよび第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるとともに、不正使用に起因する全ての損害の責任を負うものとします。

第 14 条（契約者の責任）

契約者は利用者の本サービスの利用に関し、本規約を同意の上、遵守させるものとします。

第 15 条（本サービスにおける各メニューおよび単価）

１．関電ＳＯＳが提供する本サービスの初期メニューは次のとおりとし、各初期メニューの単価は、別に定めるものとします。

（１）屋内ＬＡＮ標準パック
（２）屋内ＬＡＮルータパック
（３）屋内ＰＬＣ標準パック
（４）屋内ＰＬＣルータパック
（５）屋外ＬＡＮ標準パック
（６）屋外ＬＡＮルータパック
（７）屋外ＰＬＣ標準パック
（８）屋外ＰＬＣルータパック
（９）ＬＥＤ屋外ＬＡＮ標準パック
(10) ＬＥＤ屋外ＬＡＮルータパック
(11) ＬＥＤ屋外ＰＬＣ標準パック
(12) ＬＥＤ屋外ＰＬＣルータパック
(13) セットアッププラン

２．関電ＳＯＳが提供する本サービスのオプションメニューは次のとおりとし、オプションメニューの単価は、別に定めるものとします。

（１）各種作業
（２）技術員派遣
（３）サービス機器販売
（４）送料

３．関電ＳＯＳは第９条（本サービスの内容）第２項の規定によらず、第１項および第２項に定める各初期メニューおよびオプションメニューの単価については、関電ＳＯＳが契約者に対して１ヶ月前までに第８条（通知・連絡）に定める通知により改定できるものとします。

第 16 条（月額料金）

１．本サービスの１契約ごとの月額料金は、センサーカメラ１台５２５円／月（税込）とし、２台目以降につき、１台あたり２１０円／月（税込）を加算した額とします。

２．関電ＳＯＳは第９条（本サービスの内容）第２項の規定によらず、前項に定める月額料金については、関電ＳＯＳが契約者に対して１ヶ月前までに第８条（通知・連絡）に定める通知により改定できるものとします。

第 17 条（解約手続き）

お客さまが、本サービスの提供を不要とし、解約を希望する場合、契約者は提携プロバイダーが指定する方法に従い、解約申込みを行なうものとします。

第 18 条（増設手続き）

お客さまが、１契約において利用開始日以降にセンサーカメラの増設を希望する場合は､契約者は提携プロバイダーが指定する方法に従い､増設申込みを行なうものとします。

第 19 条（減設手続き）

お客さまが、１契約において利用開始日以降に第 17 条（解約手続き）に定める手続きに該当しないセンサーカメラの減設を希望する場合は、契約者は関電ＳＯＳが指定する方法に従い、減設申込みを行なうものとします。

第 20 条（料金、料金の支払い等）

１．第 11 条（契約手続き）に定める手続きに際し発生する第 15 条（本サービスにおける各メニューおよび単価）第１項および第 15 条（本サービスにおける各メニューおよび単価）第２項に定める費用（以下「初期費用」といいます。）、第 18 条（増設手続き）、第 19 条（減設手続き）に定める手続きまたはお客さまからの申出に際し発生する第 15 条（本サービスにおける各メニューおよび単価）第１項および第 15 条（本サービスにおける各メニューおよび単価）第２項に定める費用（以下「一時費用」といいます。）および第 16 条（月額料金）に定める月額料金（以下「月額料金」といい、初期費用、一時費用および月額料金を加算した消費税相当額を含む額を「料金」といいます。）について、契約者は提携プロバイダーの課金代行サービスに申し込むとともに、料金と提携プロバイダーが提供する他のサービスに係る料金とを合わせて、提携プロバイダーの請求書によりインターネットサービスプロバイダー決済にて提携プロバイダーに支払うことに承諾するものとします。

２．契約者は、支払いに関するお問い合わせ、または「ｅｏＩＤ情報」に関する質問については、提携プロバイダーのお客さま相談窓口で解決するものとし、関電ＳＯＳは責任を負わないものとします。

３．関電ＳＯＳは、契約者に対する料金、その他の支払いについて、直接、請求書や領収書を発行いたしません。契約者は、提携プロバイダーが提供する利用明細等により確認するものとします。
４．本サービスにおける月額料金については以下の各号のとおり扱うものとします。
（１）月額料金の算定期間は、毎月１日から月末までとします。なお、契約者が第 17 条（解約手続き）に定める手続きを行なった日の属する月については、月額料金の課金対象期間とし、利用開始日の属する月に契約者が第 17 条（解約手続き）に定める手続きを行なったとしても課金対象期間として、日割り計算は行なわないものとします。
（２）第 11 条（契約手続き）に定める手続きによる利用開始日の属する月の月額料金は無料とします。ただし、第 17 条（解約手続き）に定める手続きまたは第 19 条（減設手続き）に定める手続きに該当する場合は対象となる月の月額料金部分は課金対象期間として取り扱います。
（３）契約者が第 18 条（増設手続き）に定める手続きを行なった場合は、増設するセンサーカメラの利用開始日の属する月について、第 17 条（解約手続き）に定める手続きまたは第 19 条（減設手続き）に定める手続きに該当しない限り、増設分は月額料金の課金対象期間といたしません。
（４）契約者が第 19 条（減設手続き）に定める手続きを行なった日の属する月については課金対象期間とし、減設するセンサーカメラに相当する月額料金については日割り計算を行なわないものとします。

第 21 条（関電ＳＯＳが行なう本契約の解除）
１．関電ＳＯＳは、お客さまが次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、事前の通知なく本契約を解除できるものとします。
（１）お客さまが本規約に違反した場合
（２）コンテンツサービス利用規約における会員資格を喪失した場合
（３）契約者がＫ－ＯＰＴが提供するｅｏインターネット接続サービスの利用契約を解約された場合
（４）お客さまが暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合
（５）お客さまが関電ＳＯＳ若しくは関電ＳＯＳの従業員又は技術員に対し、暴力的要求行為を行い、若しくは不当な要求により関電ＳＯＳの業務を妨害した場合
（６）その他、お客さまとして不適切または本サービスの提供に支障があると関電ＳＯＳが判断した場合
２．関電ＳＯＳは、本契約の解除によりお客さまに生じた損害等に関しては、一切の責任を負わないものとします。
３．契約者は、本規約の違反またはこれに関連して関電ＳＯＳに生ずる損害を関電ＳＯＳ

の請求に応じて直ちに支払うものとします。

第 22 条（サービスの中止・中断）

１．関電ＳＯＳは、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止・中断できるものとします。

（１）本サービスにかかるシステムの保守（定期的保守を含む）

（２）戦争、暴動、騒動、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合

（３）その他、関電ＳＯＳが本サービスの提供上、一時的な中断が必要と判断した場合

２．関電ＳＯＳは前項の規定により、本サービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

３．関電ＳＯＳは、第１項の規定による本サービスの提供の中止・中断などの発生により、お客さままたは第三者が被ったいかなる損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

４．第２項の通知を受けた契約者は、関電ＳＯＳから受けた通知内容を確実に利用者に連絡するものとします。

第 23 条（本契約終了時等の取扱いについて）

１．第 17 条（解約手続き）もしくは第 21 条（関電ＳＯＳが行なう本契約の解除）による本契約の終了後は、関電ＳＯＳはサービス機器の撤去等は一切行ないません。

２．第 11 条（契約手続き）第５項において貸与したステッカーは、お客さま負担で関電ＳＯＳに返送もしくはお客さま自身で確実に廃棄するものとします。

第 24 条（サービス機器の維持管理、修理・交換費用について）

１．お客さまは、取扱説明書等にもとづいてサービス機器および利用端末を利用し、その正常動作を定期的に確認するものとします。

２．サービス機器に故障が生じた場合の修理・交換費用は次のとおりとします。

（１）販売日から１年以内のサービス機器の故障に伴うサービス機器の修理・交換費用は、関電ＳＯＳの負担とします。

（２）販売日から１年経過後のサービス機器の故障に伴うサービス機器の修理・交換費用は、お客さまの負担とします。

３．前項に関わらず、次の場合によって、サービス機器に故障が生じたときのサービス機器の修理・交換費用は、お客さまの負担とします。

（１）お客さまの原因による場合

（２）地震、噴火、洪水等の天災による場合

（３）第三者の原因による場合

４．サービス機器の接続・設定の不具合に伴うサービス機器の修理・交換費用については、関電ＳＯＳによる接続・設定作業完了をお客さまが確認した以降はお客さま負担とします。

第 25 条（禁止事項）

お客さまは、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行なわないものとします。なお、以下の行為には、当該行為を誘引する行為を含みます。

（１）契約者としての権利および地位を第三者に譲渡、質入れ、その他の方法によって移転すること

（２）契約者の名義を貸与する等の方法で、契約者にかわって第三者に本サービスを受けさせること

（３）契約者が第 11 条（契約手続き）第１項もしくは第 12 条（契約事項の変更）第１項により登録した情報（以下「登録情報」といいます。）において、虚偽の事実を届け出ること

（４）本サービスが提供する情報または本サービスのプログラムを改竄すること

（５）有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込むこと

（６）関電ＳＯＳもしくは第三者の著作権、営業秘密、財産、プライバシー、著作者人格権等の知的財産権またはその他の権利を侵す行為またはその虞のある行為を行なうこと

（７）関電ＳＯＳもしくはその他の第三者を誹謗・中傷し、またはその名誉・信用を傷つけること

（８）犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく虞のある行為を行なうこと

（９）公序良俗に反する画像および情報などを公開する行為またはその虞がある行為を行なうこと

(10) 手段の如何を問わず、本サービスの提供を妨害するような行為またはその虞のある行為を行なうこと

(11) 関電ＳＯＳもしくは第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為またはその虞のある行為を行なうこと

(12) その他法令・条例などに違反する行為またはその虞がある行為を行なうこと

(13) その他関電ＳＯＳが不適当と判断する行為を行なうこと

第 26 条（非保証等）

１．本サービスを通じて提供される第９条（本サービスの内容）第１項の情報等（以下「情報等」といいます。）に関しては、利用者の責任と判断で使用いただきます。関電ＳＯＳは、情報等の内容に関し、サービス機器の利用環境によって誤検知または非検知となる

場合を含めその正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。また、関電ＳＯＳは本サービスが一切間断なく、継続的に提供されることに関しては保証しません。

２．関電ＳＯＳは前項の規定に起因し、お客さまに何らかの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第 27 条（免責事項）

１．利用開始日以降の本サービスの利用は、すべてお客さまの責任の下で行なっていただきます。センサーカメラの接続やその利用に関して、被写体のプライバシー、肖像権等に係わるお客さまと第三者と争議等に関して、関電ＳＯＳは責任を免れるものとします。

２．本サービスを利用する際に使用するソフトウェアおよびハードウェアに起因するあらゆる障害および損害について、関電ＳＯＳおよび提携プロバイダーは、責任を免れるものとします。

３．関電ＳＯＳは、お客さまの通信回線およびコンピュータ等に起因する品質低下に関して責任を免れるものとします。

４．関電ＳＯＳは、お客さまが本サービスの利用に関し、利用者または提携プロバイダーを含む第三者に与えた損害について、責任を免れるものとします。

５．第１項から第４項に限らず、関電ＳＯＳは本サービスに関し、お客さまが何らかの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を免れるものとします。

第 28 条（著作権等の知的財産権）

１．本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号またはこれらに付随する技術全般に関する知的財産権およびその他の権利は、特段の表示なき限り、関電ＳＯＳまたは正当な権限を有する第三者に帰属するものとします。

２．お客さまは、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を関電ＳＯＳまたは権利者たる第三者の事前かつ明示の許諾なく、複製、出版、放送、公衆送信、その他方法の如何を問わず、私的使用の範囲を越えて使用してはならないものとします。

第 29 条（登録情報等の取扱い）

１．関電ＳＯＳは、関電ＳＯＳが定める「個人情報の利用目的」にもとづき、本サービスの提供を通じて契約者から取得した個人情報を取り扱うものとします。

２．関電ＳＯＳが、本サービスの管理・運営を第三者に委託する場合、登録情報および本サービスの利用に関する情報を管理させることができるものとします。

３．関電ＳＯＳは、登録情報および本サービスの利用に関する情報を、次に掲げる各号に定める場合を除き、第三者に開示しないものとします。

（１）本サービスの管理等の委託において、開示が必要な場合

（２）契約者が開示につき事前に同意した場合
（３）法令等により開示を要求された場合

４．関電ＳＯＳは、本サービスの提供に必要となる登録情報のうちｅｏＩＤ情報等の契約者の情報について、Ｋ－ＯＰＴから提供を受けるものとします。

第 30 条（守秘義務等）

１．関電ＳＯＳは、本サービスを提供するうえで知り得たお客さまに関する情報について正当な理由がある場合を除き、本人の同意なしに第三者に漏らさないものとします。なお、利用者の同意の確認については第８条（通知・連絡）第２項の規定にもとづき契約者へ依頼を行なうものとし、契約者は利用者の同意の可否について関電ＳＯＳへ連絡を行なうものとします。

２．前項における守秘義務は、第 17 条（解約手続き）もしくは第 21 条（関電ＳＯＳが行なう本契約の解除）により本契約を終了する以降においても、存続するものとします。

３．関電ＳＯＳは、本サービスを提供した職員が退職した後においても、守秘義務を遵守させるものとします。

第 31 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行、解釈および本サービスに関する全ての事項は、日本法を適用します。

第 32 条（紛争の解決）

１．本サービスに関連して契約者、利用者および第三者の間に紛争が生じた場合、お客さまがその費用を負担し解決するものとし、関電ＳＯＳは一切の責任を負わないものとします。また、関電ＳＯＳは、本サービスの使用に関連して発生したお客さまの損害についても一切の責任を負わないものとします。

２．本規約または本サービスに関連して、訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の裁判所とします。

附　則

（実施期日）

本規約は、平成２２年６月２１日から実施します。

本規約は、平成２３年３月２８日改訂から実施します。

本規約は、平成２３年７月２５日改訂から実施します。